

ます。

第二 昭和二年四月要求提出とその交渉 経過及結果

◎ 要求條項及其の提出理由

斯かる情勢の下に昭和二年四月十日突如左記六ヶ條の要求書が提出されました。

- (一) 賃銀一割増給、但シ女工ハ二割、(二) 解雇老衰退職手當改正(從來ノ率ヘ勤續一ヶ月ニ付一日分加算)、(三) 各工場ニ於テ桶工徒弟ヲ養成スルコト(四) 年末賞與最低限度制定、最低一ヶ月分トスルコト、(五) 入社ヨリ熟練工ニ對スル期間制定、四ヶ年トスルコト、(六) 日雇工ニ對シ工員扶助規定適用、現在ノ半額ヲ全額トスルコト、

この要求提出の理由とする所は、(一) 野田の労働者が生活難に苦んでゐること、

(二) 不景氣の折柄にも不拘、會社の利益が多いこと、(三) 野田の勞銀が他に比して低きこと等でありましたが、この事は近く事あらんと氣遣ひ居りたる會社は勿論、野田町及四隣町村民をして「果してこの事ありたり」との驚愕と戰慄とを與へたのであります。

◎ 會社の對策及交渉の経過結果

この経過結果如何は實に萬人注視の焦點でありましたが、折柄我國未曾有の經濟的
一大恐慌に當面致して居りましたので、この要求を中心としても萬一にも勞資間に
事を構えんか、常事者双方に取つて甚だ影響の大なるものあるは勿論社會的惡影響も
亦従つて大なるべきを思ひまづ要求條項の無條件撤回若は工場課長二任を求め條理を
盡して勸説したのであります。然るに不幸工員側の容るゝ所とならず遂に要求を中心
として交渉することとなりましが會社にては萬般の事情を斟酌考究したる結果、本